

○ 財務省令 第三百六十三号  
平成二年五月十二日  
件等を次年四月九日付  
國債の發行等に關する省令  
告示第十一項の規定に基づき、  
平成二年五月十二日  
利付國債券(十年)(第三百六  
三十号)の發行を行つた。

財務大臣 菅直人

一 条 平成二年五月十二日  
の法發号名稱及び根拠記  
律條項及の根拠  
二 法律會第二十二年四月九日  
債一項律計七號の根拠  
三 第二十二年四月九日  
債券(十年)の根拠  
四 第二十二年四月九日  
債券(十年)の根拠

て価のし定あ争争う札価振の以律社第年別律に營平回利付  
得格決、めつ入入。格替適下へ平成十三年法公債度に  
らを定価らて札札に以を機用一振替法の根拠  
れ募を格れと發によ下競関を受けるもの  
る入受競た価額け争格時「發行の根拠  
格にた入利競にと行に付本銀もとの根拠  
をよ各札を争行い(以争て行の根拠  
そり申にそれ)下入行とし。」  
の加込おそのにる、「札わするの根拠  
發重みいの行平のて利お入価値「れる。」  
行均応募率い札格格とる。そ規  
格し募入とてで競競い入の定。

## 五

ハロイ  
方募

入価・別債行争非者特国札非	入価法入
札格第参市及入価・別債発競	札格決
発競Ⅱ加場び札格第参市行争	発競定
行争非者特国発競I加場入	行争の

込募各割各当も各  
み限國り申ての申  
の度債當込るか込  
応額市てみ。らみ  
募の場るのその  
額範特。応のう  
を囲別募応ち  
割内参額募応  
りに加を額募  
当お者案を価  
ていご分順格  
るてとに次の  
。各のによ割高  
申応りりい

争市る参てしひ価一を場で競競と  
入場も加、た価格國定特あ争争す  
札特の者財後格競債め別つ入る  
発別にご務に競争市る参て札札も  
行參よと大行争入場も加、と發の  
一加るに臣われ札發別にご務時一よ  
と者發応がれの行參よと大にとる  
い・行募各る募一加るに臣行い發  
う第へ限國入と者發応がわう行  
。Ⅱ以度債札のい・行募各れ。(以下  
非下額市札のう第へ限國る、  
価一を場で決。)第へ限國のI以度債入価  
格國定特あ定。)I以度債入価  
競債め別つを及非下額市札格非

七 口 イ 払	二 行 争	八 口 ハ	六 イ 発
非入価込	行争非者特国行争非者特国	札非	入価
競札格金	入価・別債入価・別債	発競	札格行
争発競金	札格第参市札格第参市	行争	発競
入行争額	発競Ⅱ加場	発競I加場	入
八円二	でた条特	でた条特でた条特千額発四万千国項特財う額	
十兆	六利第別	千利第別八利第別百面行十円二債の例政ち面	
六百	百付一會	七付一會十付一會十金し六、百に規等運、金	
億十七	九国項計	百国項計六国項計五額た条特四つ定に當平額	
二十七	十債のに	八債のに億債のに万で利第別十いに關の成で	
千億八	三に規関	十に規関千に規関円一付一會七て基すた二二	
七十八	億つ定す	七つ定す九つ定す兆国項計億はづるめ十兆	
一千八	円いにる	億いにる百いにる八債のに七、き法の二百	
二十八	て基法	円て基法万て基法百に規関千額發律公年十	
万百	、づ律	、づ律円、づ律六つ定す八面行第債度三	
三十二	額き第	額き第額き第十いにる百金し二のに億	
千十六	面発四	面発四面発四五て基法八額た条發お円	
八十六	金行十	金行十金行十億はづ律十で利第行け	
百	額し六	額し六額し六二、き第五九付一のる	

十 ロ イ 一 発	九 八 振 額 最 替 額 単 面 位 金 額 そ れ 面 金 ぞ 金 額 れ 額 百 の 百 円 応 円 に 募 に つ 価 き き 百 百 円 二 銭 の	行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 發 參 市 及 入 価 ・ 別 債 發 競 札 格 第 參 市 行 爭 發 競 価 者 特 國 發 競 I 加 場 、 入 行 爭 格 日	行 争 非 者 特 国 札 入 価 ・ 別 債 發 競 札 格 第 參 市 行 爭 發 競 II 加 場 發 競 I 加 場	八 ハ 振 額 最 替 額 単 面 位 金 額 五 万 九 百 十 三 億 千 三 百 八 十 六 万 円 千 七 百 八 十 七 億 三 千 五 百 七 十 四
額そ れ面 金ぞ 金額 額れ 百の 円応 に募 つ価 き格 百百 円二 の	額の 成る 。整 数又 倍は 年記 金録 月額 九に 日よ る低 も額 の面 と金	平す るの 。記 載法 又の 規定 の記 に はよ に、 よ最 替 口 座 簿	額の 記替 法 の 規 定 記 定 に はよ に、 よ最 替 口 座 簿	六 百 九 十 三 億 千 三 百 八 十 六 万 円
額そ れ面 金ぞ 金額 額れ 百の 円応 に募 つ価 き格 百百 円二 の	額の 成る 。整 数又 倍は 年記 金録 月額 九に 日よ る低 も額 の面 と金	平す るの 。記 載法 又の 規 定 記 定 に はよ に、 よ最 替 口 座 簿	額の 記替 法 の 規 定 記 定 に はよ に、 よ最 替 口 座 簿	六 百 九 十 三 億 千 三 百 八 十 六 万 円
額そ れ面 金ぞ 金額 額れ 百の 円応 に募 つ価 き格 百百 円二 の	額の 成る 。整 数又 倍は 年記 金録 月額 九に 日よ る低 も額 の面 と金	平す るの 。記 載法 又の 規 定 記 定 に はよ に、 よ最 替 口 座 簿	額の 記替 法 の 規 定 記 定 に はよ に、 よ最 替 口 座 簿	六 百 九 十 三 億 千 三 百 八 十 六 万 円
額そ れ面 金ぞ 金額 額れ 百の 円応 に募 つ価 き格 百百 円二 の	額の 成る 。整 数又 倍は 年記 金録 月額 九に 日よ る低 も額 の面 と金	平す るの 。記 載法 又の 規 定 記 定 に はよ に、 よ最 替 口 座 簿	額の 記替 法 の 規 定 記 定 に はよ に、 よ最 替 口 座 簿	六 百 九 十 三 億 千 三 百 八 十 六 万 円

十  
四

初  
期  
利  
子

下は期た期平

、が金と成控得は出に住時額金にの口るに  
次そ銀額し二除税外しは者にへ額よに座も係發  
号の行を、十すの国た、又おたにりつにのる行  
及翌休支次二る税法金前はいだ百算い記と所時  
び営業払の年こ率人額記外てし分出て載し得に  
第業日う算九とをがに(一)國取、のしは又て税お  
十日。式月が乗適当の法得当二た、は振がい  
六にたに二でじ用該算人す該十金前記替源て  
号支當だよ十きたを非式でる國を額記録口泉、  
に払たしり日る金受居にあ者債乗か(一)さ座徵そ  
おうる、算を。額け住よるがをじらのれ簿収の  
いへと支出支(一)る者り場非発た当算る中さ利  
て以き払し払を所又算合居行金該式ものれ子

(二)

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.4}{100} \times \frac{20}{365}$$

の経利入価・  
払過札格第  
込利發競Ⅱ  
み子率行争非

(一)年

む十式は一  
も号に、募・  
のによ払入四  
と規り込決パ  
す定算金定一  
るす出額のセ  
るしに通ント  
期た加知ト  
日金えを  
に額、受  
払を次け  
い第のた  
込二算者

十  
三

二十九八七六十五

払者入払元償償後第  
込札場利還還の二  
期參所金金期利期  
日加支額限子以

平財日額平利てを毎  
成務本面成子、支年  
二十大臣銀三をそ払三  
行額十支の期月  
から百二払日と二  
円年う以し十  
四年通知に三。前、日  
九月つ月六各及  
日九月支び  
日百十間払九  
受けき二月  
た者円日にお月  
たるに二  
すお十  
るい日

額面金額× $\frac{1.4}{100} \times \frac{1}{2}$

規定する期日について同じ。)。